フ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
コ　ハイリスク妊娠管理加算
エ　精神科救急搬送患者地域連携受入加算
テ　後発医薬品使用体制加算
ア　病棟薬剤業務実施加算１
サ　データ提出加算
キ　精神科急性期医師配置加算（10対１入院基本料又は13対１入院基本料を算定するものに限る。）
ユ　薬剤総合評価調整加算

７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、１日につき30点を所定点数に加算する。

８　精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、区分番号Ａ２３０－２に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号Ｂ００５に掲げる退院時共同指導料２、区分番号Ｂ００５－１－２に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料及び区分番号Ｉ０１１－２に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

９　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注２の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注２本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、569点を算定できる。

10　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の５に相当する点数を減算する。

イ　年６日以内であること。
ロ　当該日が属する月が連続する２月以内であること。

Ａ１０４　特定機能病院入院基本料（１日につき）

１　一般病棟の場合

イ　７対１入院基本料	1,599点
ロ　10対１入院基本料	1,339点

２　結核病棟の場合

イ　７対１入院基本料	1,599点
ロ　10対１入院基本料	1,339点
ハ　13対１入院基本料	1,126点
ニ　15対１入院基本料	965点

３　精神病棟の場合

イ　７対１入院基本料	1,350点
ロ　10対１入院基本料	1,278点
ハ　13対１入院基本料	951点
ニ　15対１入院基本料	868点

注１　特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

２　注１の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、区分番号Ａ１０２に掲げる結核病棟入院基本料の注３に規定する特別入院基本料の例により算定する。

３　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　一般病棟の場合

⑴　14日以内の期間	712点
⑵　15日以上30日以内の期間	207点

ロ　結核病棟の場合

⑴　30日以内の期間	330点
⑵　31日以上90日以内の期間	200点

ハ　精神病棟の場合

⑴　14日以内の期間	505点
⑵　15日以上30日以内の期間	250点
⑶　31日以上90日以内の期間	125点
⑷　91日以上180日以内の期間	30点
⑸　181日以上１年以内の期間	15点

４　当該病棟（精神病棟に限る。）に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して１月以内の期間に限り、重度認知症加算として、１日につき300点を所定点数に加算する。

５　当該病棟に入院している患者の重症度、医療・看護必要度（以下この表において「看護必要度」という。）につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　看護必要度加算１	55点
ロ　看護必要度加算２	45点
ハ　看護必要度加算３	25点

６　退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

７　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

８　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　救急医療管理加算
ハ　超急性期脳卒中加算（一般病棟に限る。）
ニ　妊産婦緊急搬送入院加算
ホ　在宅患者緊急入院診療加算
ヘ　診療録管理体制加算
ト　医師事務作業補助体制加算１
チ　急性期看護補助体制加算（一般病棟に限る。）
リ　看護職員夜間配置加算（一般病棟に限る。）
ヌ　乳幼児加算・幼児加算
ル　難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算は一般病棟又は精神病棟に限る。）